令和5年度

宮崎市自立支援協議会 全体会

日時:令和5年5月19日(金)

 $9:30 \sim 11:30$

場所:宮崎市民プラザ 4階ギャラリー

【会次第】

- 1. 全体会開会
- 2. 開会挨拶
 - ○宮崎市自立支援協議会長 串間 保昭
 - ○宮崎市福祉部長 田村 欣浩
- 3. 報告事項
- (1) 令和5年度宮崎市自立支援協議会運営方針
- (2) 令和 4 年度各専門部会 状況報告
- (3) 令和5年度各専門部会 活動計画
- (4) 宮崎大学教育学部との連携協定について
- 4. 講話「自立支援協議会について」 講師 主任相談支援専門員 山口麻衣子 氏 (地域生活支援センターすみよし)
- 5. 閉会

1. 協議会役員

役職	氏名	所属団体等
協議会会長	串間 保昭	そうだんサポートセンターおおぞら
協議会副会長	山之内 俊夫	障害者自立応援センター YAH!DOみやざき
協議会副会長	山口 麻衣子	地域生活支援センターすみよし
協議会幹事長	成合 栄子	宮崎市障がい者 総合サポートセンター

2. 協議会幹事(専門部会長)等

専門部会	氏名	所属団体等	部会員数	部会開催日
就労支援部会	甲斐 大地	就労継支援B型事業所 アクセプト	44	第2木曜・午後
医療的ケア支援部会	山之内 俊夫	障害者自立応援センター YAH!DOみやざき	42	第2木曜・午前
子ども支援部会	串間 保昭	そうだんサポートセンター おおぞら	58	第3火曜·奇数月·午前 偶数月·午後
暮らし支援部会	坂本 智子	宮崎市ボランティア協会	41	第3水曜・午後
地域移行支援部会	山口 麻衣子	地域生活支援センターすみよし	41	第3木曜・午後
相談支援部会	成合 栄子	宮崎市障がい者 総合サポートセンター	74	偶数月 第2金曜•午後
障がい理解啓発部会	永山 昌彦	障害者自立応援センター YAH!DOみやざき	27	第2金曜・午前
	田村 欣浩	福祉部 部長		
	岩城 勝志	障がい福祉課 課長		
	日髙 智子	障がい福祉課 課長補佐		
事務局(宮崎市)	藤村 明寛	障がい福祉課 医療福祉係長		
	木村 真也	障がい福祉課 認定サービス係長		部会員計 327名
	築地原 昌和	障がい福祉課 審査給付係長		
	岩佐 晃	障がい福祉課 生活支援係長]	
	森山 康代	障がい福祉課 生活支援係主任主事		(実会員数 218名)

3. 部会担当(基幹相談支援センター)

専門部会	氏名	所属団体等
就労支援部会	後藤 茂文	江南よしみ 地域生活支援センター
医療的ケア支援部会	西田 貴幸	
子ども支援部会	阪元 睦子	そうだんサポートセンター おおぞら
	串間 保昭	
地域移行支援部会	武田 倫子	地域生活支援センターすみよし
	山田 良樹	
暮らし支援部会	中川 美峰	宮崎市障がい者
相談支援部会	福元 孝之	総合サポートセンター
障がい理解啓発部会	楠原 充博	

宮崎市自立支援協議会活動内容一覧

全体会(地域課題の共有や課題解決に向けた連携及び提言等を行う)

すべての協議会員で構成し、年1回以上開催。会員に対し、部会長等から自立支援協議会専門部会の活動予定及び活動実績について、事務局から市の施策等に関する説明ならびに報告をする。障がい者等の自立に向けた地域課題の解決に向けて、課題の共有、専門部会間や関係団体との連携の強化、市などへの提言を行います。

専門部会(専門的な横の繋がり強化を目的とした情報共有を行う)

- 【就労支援部会】障がいのある方が一般企業等で働く、また働き続けることができる地域を目指し、 就労に関する情報共有を行いながら、地域の現状や課題について定期的に協議等を行います。
- 【医療的ケア支援部会】医療的ケアが必要な障がいのある方や難病を患う方の支援等に関する情報 共有や、医療機関との連携強化に向けた取り組みを行うなど、医療的ケアに関する課題につい て定期的に協議等を行います。
- 【子ども支援部会】乳幼児期から学齢期において、特別な支援を必要とする子どもたちの支援に関する情報共有や、子育てに関する様々な機関との連携強化など、子育てしやすい地域の環境づくりを目指し、定期的に協議等を行います。
- 【暮らし支援部会】障がいのある方が「地域で暮らす」を当たり前に、そして、その暮らしをより よいものにしていくための情報共有を行いながら、日々の暮らしや社会参加を妨げているハー ド・ソフトのバリアフリー化を目的に、定期的に協議等を行います。
- 【地域移行支援部会】精神科病院に長期入院している方の地域移行の推進と、医療と福祉の連携を 目的とし、病院、相談支援事業者、行政、当事者で地域移行支援の活用について協働しながら、 地域移行支援の在り方や課題について定期的に協議等を行います。
- 【相談支援部会】障がい福祉サービスを利用するすべての方がスムーズに安心してサービスが利用できるように、様々な課題を整理する定期的な協議の場を持ち、各種制度や宮崎市の計画相談に関する情報共有や現状把握を行い、相談支援関係者の共通理解を図ります。また、計画策定等に伴う事務量の負担軽減のための策を検討します。
- 【**障がい理解啓発部会**】平成30年度から取り組んでいる「コミュニケーションボード」の普及啓発等をはじめ、児童、生徒、学生から大人まで全ての宮崎市民に対する障がい理解の促進と共生社会の実現を図ることを目的に定期的に協議等を行います。

幹事会(地域課題の整理や専門部会間の調整を行う)

協議会会長及び副会長、各専門部会長、障がい福祉課、基幹相談支援センターで構成し、必要に応じて開催する。各専門部会での活動状況等を集約し、協議会活動の基本的な方針や方向性を決定する。また、専門部会間の調整や専門部会・プロジェクトの設置や廃止にかかる協議を行う。 なお、必要に応じて、上記以外に関する内容について市からの情報提供等を受ける。

事務局連絡会(協議会の円滑な運営のための事務を行う)

障がい福祉課及び基幹相談支援センターで構成し、隔月を目安に開催する。協議会運営に必要な 事務を行い、担当する専門部会の活動状況を報告し、各専門部会の活動や課題等を共有する。

宮崎市自立支援協議会・専門部会の運営に関する考え方

(資料作成:事務局 令和4年5月12日)

1. 部会の開催頻度について

⇒ 部会は月1回程度開催すること。ただし、部会の協議内容や進捗状況等によって 変更できる。なお、必要に応じて別途協議等を行うこともできる。

2. 部会活動について

- ⇒ ①年度当初、部会ごとに今年度の具体的な目標や方向性を確認することとする。 また、当該年度末に、部会活動を振り返り、活動内容の評価や課題を確認する こととする。
 - ②シンポジウムや講演会を実施する場合は、会場確保(予定の時点で要予約)や講師依頼等の準備のため、早めに実施計画を作成することとする。
 - ③研修等を実施する際には、各部会名を必ず明記することとする。(例:宮崎市自立支援協議会〇〇部会)また、他が行っている研修等と、内容の重複がないかの確認や、必要に応じて関係各所と連携し、発展的な研修等を行うこと。
 - ④部会活動が目標を達成した場合や活動が困難になった場合は、事務局と相談し、 部会の統合や変更、廃止を検討することとする。

3. 部会での協議内容について

⇒ 協議項目については、部会員や障がい当事者のアンケート等から地域課題を「問題提起」の形でテーマを出してもらい、そのテーマをもとに協議を行うこととする。 また、市から調査研究等の依頼があれば協力して取り組むこと。ただし、困難事例等緊急に協議を必要とするテーマについては、それを優先することとする。

市の法定協議会として設置されていることから、公平性・中立性とともに、要望の場としてではなく、問題に対しての調整役、整理役としての性質を念頭に活動を行うこととする。部会員、他部会、事務局と十分なコミュニケーション・連携を図り、建設的な協議を行うこととする。

4. 会議録の作成について

- ⇒ ①各部会の事務局を担当する基幹相談支援センター(以下、「部会担当」)が会議録を作成し、部会長の確認を受けることとする。
 - ②会議録は、全体会議への報告に用いるほか、部会に参加できなかったメンバーへの報告にも用いることとする。また、事務局連絡会を通じて、他の部会長(幹事)にも、部会活動について情報提供することとする。

5. 部会員の構成について

- ⇒ ①部会員及び部会長で常時参加できる者を固定メンバーとし、テーマに応じて部会長が必要と判断した場合は、部会員以外のメンバーを招集できることとする。
 - ②協議する上で必要であれば、固定メンバーのうち数名のワーキングチームを招集し、部会での協議事項等の実行や進捗の調整を行うことができることとする。
 - ③部会員は、複数の部会に所属することができることとする。ただし、部会の目的や趣旨に反する行為をすることはできないこととする。

6. 部会開催の案内について

- ⇒ ①事務局は、部会ごとに参加者名簿を作成し、部会長に情報提供することとする。
 - ②部会の開催案内は部会長または基幹相談支援センターの部会担当が行い、部会 を開催する場合には、部会員に案内文書を送付することとする。ただし、部会 に参加するかどうかの判断は、部会員の判断によることとする。
 - ③ 臨時的に要請する講師等については、必要に応じて事務局から文書を送付する こととする。なお、講師謝礼等が発生する場合は、事前に支出計画書等で協議 することとする。

7. 会議室等の確保について

⇒ 部会を行う会場の確保については、基幹相談支援センターの部会担当が部会長と 日程を調整し行うものとする。ただし、市の管理する会議室等の予約が必要な場合 は、部会長又は部会担当からの要請により事務局が行うこととする。

8. 部会活動に伴う経費について

⇒ 通常の定例会にかかる資料印刷や研修費等の事務費は部会担当が負担することとする。ただし、講演会やシンポジウムでの講師謝金や旅費、大量印刷が必要な場合の事務費等は、事務局が管理する予算による執行を検討するため、必ず事前に事務局に相談することとする。

9. 部会からの文書発出について

⇒ 各部会で部会外へ文書の発出を検討しているときは、事前に事務局と協議を行う こととする。各部会での文書内容の協議を行い、部会長が確認後、会長へ確認を行 うこととする。

10. 部会外の団体への周知活動について

⇒ 各部会が部会外の会議等に参加して周知、広報活動等を行う場合には、事前に事務局と協議を行うこととする。事務局は庁内所管課等との調整、依頼等を行うとする。

|上記は基本的な例示のため、部会の運営状況に合わせて適時相談・変更してください|

部会開催・終了までの基本的な手順まとめ

- (1) 部会長や副部会長、部会担当で協議する内容等を決める。
- (2) 部会長が開催日程・会場の候補を決める。
 - ① 部会の日程や時間は、原則として予め固定(例:第2木曜の13時)する。
 - ② 部会の日程を確認し、参加人数に合わせて会場を予約する。
 - ③ 開催予定日に固定メンバーで支障がなければ部会員のスケジュールを抑える。
- (3) 部会長又は部会担当が案内文書を作成し、メール又はFAXで部会員に送付する。 ※部会員以外で出席が必要なメンバーがいる場合は、必要に応じて協議会長名で所属 長あての案内文書を送付する。事前に協議会会長及び事務局に報告又は連絡する。
- (4) 部会担当は参加者からの出席通知書により参加者を集約し、部会長に報告する。
- (5) 部会進行は部会長が行い、部会担当が協議事項や報告事項の会議録を作成する。
- (6) 部会担当は、事務局連絡会で部会の進捗状況を説明し、会議録を提出する。

- 1. 名称 【 就労支援部会 】
- 2. 部会員数 【44名】令和5年5月1日時点

3. 令和4年度の開催回数

4 月			5月			6月		
会議		回	会議		口	会議	1	口
参加者		名	参加者		名	参加者	20	名
	7月			8月			9月	
会議			会議		回	会議		回
参加者		名	参加者		名	参加者		名
	10月			11月			12月	
会議			会議	1	回	会議	1	口
参加者		名	参加者	14	名	参加者	12	名
1 月				2月			3月	
会議		□	会議	1	回	会議	1	回
参加者		名	参加者	6	名	参加者	26	名

会議開催総回数

5 回

参加者総数

78 名

4. 令和4年度の活動内容について

今年度の予定としていた研修の中で、MSPA(発達障害の要支援度評価尺度)、特別支援学校の進路担当教諭による研修、農福連携と地域共生社会を実現している就労継続支援事業所「さんさん山城」の実践報告に関して実施することができた。研修方法に関してもハイブリッドによる研修を取り入れ、研修形式もグループワークを活用していった。ただ、就労系の障害福祉サービス事業所の抱える課題に対する検討及び就労支援部会に参加してもらえる就労系の事業所を増やすという課題が残ったままとなった。

5. 令和5年度の活動予定について

- ・障害福祉事業所との合同面接会等の企画も実施を検討し、面接会に向けた企画等を部会 として協議していく(企画する中で、就労系の事業所への参加呼びかけ等をおこない、就 労支援部会への就労系の障害福祉サービス事業所の事業所の増加を図る)。
- ・研修 (MSPA/若者サポートステーションの就労支援に関して等) を通じて就労に関する 機関の役割・機能に関しての知識を深めていく。
- ・就労系の障害福祉サービス事業所の抱える課題に関して意見交換・解決策の検討等

- 1. 名称 【 医療的ケア支援部会 】
- 2. 部会員数 【42名】令和5年5月1日時点

3. 令和4年度の開催回数

	4月		5月			6月		
会議		回	会議	1	回	会議	1	口
参加者		名	参加者	24	名	参加者	20	名
7月				8月			9月	
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	口
参加者	20	名	参加者	20	名	参加者	21	名
	10月			11月			12月	
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	口
参加者	19	名	参加者	16	名	参加者	24	名
	1月		2月				3月	
会議	1	回	会議	1	回	会議		回
参加者	19	名	参加者	21	名	参加者		名

会議開催総回数

10 回

参加者総数

204 名

4. 令和4年度の活動内容について

■オンラインシンポジウム『医療的ケア児をとりまく現在地とこれから』を開催

日時:令和5年 1月28日(土)/参加人数:約80名

内容:宮崎市内に暮らす医療的ケア児の当事者家族とその支援者の生の声から、宮崎市の医療的ケア児をと

りまく現状を知り、同時に様々な支援の情報を提供することを目的とした。

■暮らし部会と合同の災害時の避難ついての学習会

日時:令和4年7月14日/講師:坂本智子さん 内容:宮崎市の個別避難支援計画の現状などについて

■医ケア児支援法の学習会

日時:令和4年9月8日/講師:神谷採智さん

内容:令和3年9月に施行された「医ケア児支援法」。その内容について学ぶ

■北海道小児等在宅医療連携拠点事業YeLL[いぇーる] の紹介

日時:令和4年10月24日/講師:土畠智幸さん

内容:北海道小児等在宅医療連携拠点事業の補助事業者である医療法人稲生会の土畠先生を囲んで、北海道の取組を紹介していただいたり、宮崎での取組みに対する助言をいただいた。また、土畠先生から「歩ける医ケア児が保育所に通うまで」のドキュメントDVDを送っていただき、11月の定例会議で上映した。

5. 令和5年度の活動予定について

毎月一回の定例会議(毎月第2木曜日の10時半から12時)にて今年度の活動を決めますが、引き続き防災や医ケア児の就学、福祉サービスのことなどの情報共有であるとか、 地域の問題や課題を広く知ってもらうためのシンポジュウムを開催したい。

1. 名称 【 子ども支援部会 】

2. 部会員数 【58名】令和5年5月1日時点

3. 令和4年度の開催回数

О. ПЛП	+ 一次 (7) (7)	TE 77							
	4月			5月			6月		
会議		回	会議		回	会議	1	□	
参加者		名	参加者		名	参加者	29	名	
	7月			8月			9月		
会議	1	回	会議	1	回	会議		□	
参加者	30	名	参加者	31	名	参加者		名	
	10月			11月			12月		
会議	1	回	会議	1	回	会議		□	
参加者	26	名	参加者	37	名	参加者		名	
	1月		2月 3月						
会議	1	回	会議		回	会議	1	□	
参加者	31	名	参加者		名	参加者	19	名	

会議開催総回数

回

参加者総数

203 名

4. 令和4年度の活動内容について

〇6月21日 第1回会議

宮崎市自立支援協議会全体会(5月20日)の報告や意見交換。令和4年度の役員、事務局体制、年間スケ ジュール等について協議した

〇7月19日 第2回会議(オンライン)

令和4年度の年間スケジュールについて協議の上、決定した。引継ぎシートの改訂について協議した。※宮 崎市教育委員会学校教育課作成「家庭と教育と福祉の連携ナビ」の説明。

〇8月16日 第3回会議(オンライン)

「幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携手引き」改訂について協議した。

「障がいのある子どもの子育て応援!困りごと相談ブック」改訂について検討した。

〇10月18日 第4回会議

「幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携手引き」改訂について協議した。

わが町の不登校の児童生徒に関する支援について、グループスーパーヴィジョンを活用した地域のアセスメ ント及びアイデア出しを行った。

〇11月15日 第5回会議

放課後等デイサービスについて部会内の勉強会を実施した。

〇1月17日 第6回 合同研修会(オンライン)

相談支援部会と合同で研修会を実施した。

-マ:「発達支援と薬物療法」

テーマ: 「光连ス版C未初原ム」 講 師:宮崎市総合発達支援センター所長(小児科医) 大庭健一氏

〇3月14日 第7回会議

災害に関する全体研修会の報告。令和4年度事業の振り返りを行った。

「障がいのある子どもの子育て応援!困りごと相談ブック」改訂について協議した。

5. 令和5年度の活動予定について

- 〇「障がいのある子どもの子育て応援!困りごと相談ブック」の改訂について
- 〇リーフレットの広報、活用について
- 〇令和5年度部会で協議し、活動を行う予定
- 〇防災については、自立支援協議会全体で取り組む活動に参加し、協力を行う。

1. 名称 【 暮らし支援部会 】

2. 部会員数 【41名】令和5年5月1日時点

3. 令和4年度の開催回数

	4月			5月	5月 6月			
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	25	名	参加者	23	名	参加者	20	名
	7月			8月			9月	
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	口
参加者	27	名	参加者	25	名	参加者	28	名
	10月			11月			12月	
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	22	名	参加者	18	名	参加者	24	名
	1月			2月			3月	
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	24	名	参加者	22	名	参加者	21	名

☆他機関主催研修会講師等派遣:計7回 延べ27名

会議開催総回数

12 😐

☆3大学見学及び情報交換:計5回 延べ26名

参加者総数

279 名

* うちオンライン会議 7回 171名

4. 令和4年度の活動内容について

4年度もコロナの関係でオンライン会議を行うことが多かったが、会場まで足を運び難い人もオンラインなら参加できるという事もあり、参加者数は一定していた。

- ①地域との連携強化〜〇年度初めに各地区担当者が地区を訪問し、顔つなぎと情報提供を行った。 〇地域組織や関係団体、小学校等から災害時の対応について等の研修の依頼があり、部会員が講師や発表者となって参加した。研修会参加者は合計約300名
- ②福祉避難所の機能強化〜○指定福祉避難所の生目の杜遊古館を見学 ○避難所となっている3大学を見学し、災害時の対応について大学側と情報交換を行い、今後の連携について協議 ○福祉避難所の協定を結んでいる障がい福祉事業所にアンケート調査を実施⇒事業所は福祉避難所としての対応に不安を持っていることがわかった。
- ③個別避難計画作成推進~〇宮崎市要配慮者避難支援プラン策定委員会へ参加
- ④当事者・家族の意識付け~情報発信方法等を検討

5. 令和5年度の活動予定について

地域の障がい理解はいくぶん進んできたが、当事者や家族の災害に対する危機意識や地域とのつながりの重要性の意識がまだ低いので、今年度は特に当事者及び家族の意識変革を目指し、そのための投げかけをしてく。

- ①当事者・家族へのアプローチ〜〇情報提供のための防災情報紙の作成、配布(個別避難計画の作り方、避難時の注意、普段の近所づきあい等) 〇当事者組織・家族会との連携強化
- ②事業所のまきこみ~〇事業所への情報提供(参考事例の紹介、地域とのつなぎ等) 〇相談支援 事業所との連携 〇事業所対象のセミナーの開催
- ③地域との連携~〇参考事例の情報提供 〇地区茶話会の開催 〇地区主催の防災研修への講師等派遣
- ④大学との連携~定期的な情報交換⇒共同企画の検討
- ⑤部会員のスキルアップ~講座や避難訓練の際のファシリテーターとしての知識を身につけるため の研修会を開催

- 1. 名称 【 地域移行支援部会 】
- 2. 部会員数 【41名】令和5年5月1日時点
- 3. 令和4年度の開催回数 (7月、10月、R4.1月はコア会議を実施)

	4月			5月			6月	
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	17	名	参加者	13	名	参加者	18	名
	7月			8月			9月	
会議	2	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	14	名	参加者	18	名	参加者	16	名
	10月			11月			12月	
会議	2	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	23	名	参加者	17	名	参加者	14	名
	1月			2月			3月	
会議	2	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	17	名	参加者	14	名	参加者	44	名

会議開催総回数 15 回 参加者総数 225 名

4. 令和4年度の活動内容について

令和4年度の地域移行支援部会のビジョンを『みんなでつながり、みんなで活用!利用しやすい地域移行支援へ』〜お帰りなさいと言える地域の絆づくり〜【利用者数:月11人目標】と掲げ、医療、福祉、行政より様々な職種や立場のメンバーが集い、以下の3つの柱に基づいた活動を継続して参りました。

- 1. 月1回の定例会の開催【国の動向、ケースの進捗状況、情報意見交換】
- 2. 地域移行支援を知ってもらうための活動【シンポジウムを開催】(別紙参照)
- 3. 地域移行支援の個別給付を増やすための活動【アンケート調査分析結果をもとに、報告書+αの作成】

令和4年度の主たる活動は宮崎市内7ヶ所の精神科病院に実施した『宮崎市精神科病院長期入院者実態調査』の結果を分析、5年前との比較を行うことに加え、分析結果を元に個別給付につながるアプローチについて検討を行い報告書を作成することでした。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の構成要素をもとに、入院中の人や医療スタッフに知ってもらいたい地域の社会資源の情報や障害福祉サービス等を分かりやすく伝えることの必要性を共有し、報告書+αの部分について、部会メンバーでグループワークをしながら、議論を深め、報告書を完成することができました。

5. 令和5年度の活動予定について

■令和5年度ビジョン『会いに行こう!声を聴こう!つながろう!~おまかせくだサイと言える地域の絆づくり~【利用者数:月14人目標】

令和4年度に作成した報告書(きっかけづくりシート等)を活用し、病院内においても、地域からも患者さんに会いに行き、「声」を聴きます。それは「退院したい」という率直な気持ちに限らず、地域生活への不安や心配も含め、先のことは分からないけど、少しでも一歩を踏み出せたら、という想いを聴くことを大切にして活動します。そして、「地域移行支援」の活用につながること、医療と福祉、行政が本人とつながり、よりよい地域(にも包括の構築)へとつながることを目標にしていきたいと思います。

■令和5年度の主な活動内容

- 1. 月1回の定例会の開催【国の動向、ケースの進捗状況、情報意見交換】
- 2. 地域移行支援を知ってもらうための活動【院内勉強会(説明会)、基幹相談支援センターにお ける研修会、シンポジウムの開催】
- 3. 地域移行支援の個別給付を増やすための活動【報告書を活用し病院訪問を実施】

第7回 宫崎市自立支援協議会 地域移行支援部会 研修会

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研修会

~みんなてつながり、みんなで活用!利用しやすい地域移行支援~

1. 趣旨

地域移行支援部会では、精神科病院に長期間入院している方、または入院が長期化する可能性のある方の退院とその後の地域生活を応援するために、「地域移行支援」を活用することを推進しております。そのため、定例会において国の動向を始め、様々な情報共有や意見交換を行い、地域移行推進を目的とした活動を行っております。

令和4年度は『みんなでつながり、みんなで活用!利用しやすい地域移行支援へ』〜お帰りなサイと言える地域の絆づくり〜をビジョンとし、2020年に実施した宮崎市内の精神科病院実態調査の報告書をとりまとめました。今後は報告書と報告書に添付しているツールを使用しながら、調査をさせてもらった精神科病院訪問をしていく予定となっております。

また、当部会では「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の協議の場として、地域移行支援の推進に加え、誰もが安心して地域で暮らせることにも焦点を置いています。

そこで、今回は厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課の相談支援専門官にご講義いただき、あらためて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の理念をおさえ、精神保健福祉法の法改正でも取り上げられている「入院者訪問支援事業」など国の動向について知る機会を持ち、今後に向けた方向性を部会メンバー及び、地域移行支援に関心のある方々と共有したいと考えております。

尚、名雪専門官は千葉県内の精神科医療機関において、長年精神保健福祉士として地域移行支援の実践を重ねておられた経験をお持ちでもあり、医療と福祉の連携チームを基幹相談支援センターと連携し、実践されていました。そのようなお話をうかがいながら、参加者が地域移行支援に関してより、自分ごととして考えられるように、また、地域移行支援部会として今後の活動へ励みとし、明日からの実践につなげる場となることを目的とし、研修会を開催したいと考えております。

2 主 催

宮崎市自立支援協議会 地域移行支援部会

3 日 時

令和5年 3月10日(金)

 $15:30\sim17:20$ (15:00受付)

4 場 所

宮崎市総合福祉保健センター 2階 視聴覚室

住所 宮崎市花山手東3丁目25番地2 (電話:0985-52-5131)

5 対象者

宮崎市自立支援協議会員、相談支援従事者、医療従事者、

その他、地域移行支援に関心のある方 他

- 6 定員 80名 (定員になり次第締め切らせていただきます)
- 7 参加費無料

8 プログラム

15:00~	受付
15:30~15:40	開会 あいさつ 宮崎市自立支援協議会 地域移行支援部会長 挨拶 「宮崎市精神科医療機関における地域移行に関する患者移行調査」報告 書について
15:40~17:10	【行政説明】 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進について」 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課 (心の健康支援室/依存症対策推進室併任)
	相談支援専門官 名雪 和美 氏質疑応答
17:20	終了

9 申込方法

別紙「参加申込書」によりFAXにてお申込みください。

お電話、メールでも受け付け致します。 申込期限:令和5年3月3日(金)

〈お問い合わせ〉

社会福祉法人清樹会 地域生活支援センターすみよし 〒 880-0121 宮崎市大字島之内字馬出 7217-1

TEL: 0985-30-2524 FAX: 0985-30-2529

メール: siensumiyoshi@sage.ocn.ne.jp

- 1. 名称 【 相談支援部会 】
- 2. 部会員数 【74名】令和5年5月1日時点

3. 令和4年度の開催回数

	4月			5月		6月		
会議		回	会議	1	回	会議		口
参加者		名	参加者	35	名	参加者		名
7月	(オンライ	ン)		8月			9月	
会議	1	回	会議		回	会議	1	回
参加者	35	名	参加者		名	参加者	41	名
105	引(オンライ	(ン)		11月			12月	
会議		回	会議	1	回	会議		回
参加者		名	参加者	33	名	参加者		名
1月(合	同研修会・オ	ンライン)	2月 3月					
会議	1	回	会議		回	会議	1	回
参加者	34	名	参加者		名	参加者	27	名

*コア会議(4月7月2月に実施)

会議開催総回数

6 回

参加者総数

205 名

4. 令和4度の活動について

相談支援事業所の休止、閉鎖が毎年あり、相談支援事業所の継続が難しいと考えている相 談支援事業所があることを踏まえ、経営の視点から検討を行っていく。その方法の一つと して、加算請求等について考えていきました。

加算請求していない実態として、どのような支援が加算算定できるのか理解できていないことも原因にあることがわかり、障がい福祉課 審査給付係からの説明を元に、QA式で部会の度に確認を行いました。その場で回答がいただけなかったものについては、都度確認していただき、次の部会の際に回答をいただきました。

1月には、子ども支援部会との合同研修会(発達支援と薬物療法ついて)を開催しました。

3月には、宮崎市医療的ケア児等コーディネーターとの意見交換会を実施しました。

5. 令和5年度の活動について

- ・部会登録者は相談支援専門員が多く、多忙のため2カ月に1回の活動とする。 (偶数月の第2金曜日 13:30~15:00)
- ・新人の相談支援専門員がみても理解できるような加算に関する手引書を作成し、相談支援専門員の支援の充実を図っていく。また、相談支援部会に所属していない相談支援専門員でもみれるように、出来上がったものは市のホームページにアップしたい。
- ・1回あたり、90分で行うが、手引書作成だけでなく、相談支援事業所や相談支援専門員のアンケート結果から考えられる部会への議題について、また日々の困り事などを確認する時間を設定する。
- ・対面だけでの実施でなく、内容によっては、オンラインのみやハイブリッド型での部会 開催を行っていく。
- ・必要に応じ、他部会との合同部会や合同研修会も開催する。

- 1. 名称 【 障がい理解啓発部会 】
- 2. 部会員数 【27名】令和5年5月1日時点

3. 令和4年度の開催回数

4月			5月			6月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	口
参加者	16	名	参加者	15	名	参加者	14	名
	7月			8月			9月	
会議	1	回	会議	1	回	会議		口
参加者	14	名	参加者	10	名	参加者		名
	10月			11月			12月	
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	10	名	参加者	12	名	参加者	14	名
	1月		2月				3月	
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	13	名	参加者	15	名	参加者	13	名

会議開催総回数

11 回

参加者総数

146 名

4. 令和4年度の活動内容について

障がい理解啓発用DVD「ありのままに その人らしく 地域で暮らす」を用いたワークショップのマニュアル書を作成。小中学校の知り合いの先生にDVDとマニュアル等のモニタリングをお願いしながら、市内の小中学校等での障害理解を推進していくための副教材になるように検討を続けた。

後半期は東京オリンピック・パラリンピック時に国が作成した「心のバリアフリー」を標題にした「社会モデル」を地域や企業等に浸透させるためのワークショップの進め方やイラスト、動画等のアイテムが記載してあるホームページを首相官邸から見つけ、障害者差別解消法の改正による民間事業者の合理的配慮義務への研修材料として活かせないか模索中である。

5. 令和5年度の活動予定について

障がい理解啓発用DVD「ありのままに その人らしく 地域で暮らす」の学校への配布が行われるので、教師を対象にした研修会を教育委員会とともに計画していきたい。また、宮崎市が予算化した障害者差別解消の改正に伴う民間事業所の合理的配慮義務を推進するためのDVD作成支援を行うと共に、首相官邸ホームページにある「心のバリアフリー」の素材を活用していけるようにするための人材育成(障害当事者のファシリテーター等の育成)を行う。

宮崎市自立支援協議会と宮崎大学教育学部との連携状況報告

宮崎市自立支援協議会は「誰もが住みよいまち」づくりの実現を目指し、障がいのある方々のよりよい生活について考えていくことを目的として活動しています。

平成27年度より宮崎大学教育学部(当時、教育文化学部)と連携協定を締結し、それぞれの資源や機能などの活用を図りながら、相互に協力し、障がい者の自立に寄与することを目的に、毎年活動を行っています。

〇協定に関する経緯

- ・平成27年12月17日 宮崎大学教育文化学部(現、教育学部)との 5年間の協定締結(期限:令和2年12月16日まで)
- ・令和2年12月10日 宮崎大学教育学部に加え、宮崎大学大学院教育学研究科との協定締結(期限:令和3年3月31日まで。1年間の自動更新)
- ※宮崎大学教育学部特別支援教育専攻

障がいのある子どもの実態や教育的ニーズを的確に把握して、指導・支援ができる 教員を養成。卒業後の主な進路は、特別支援学校教諭や小学校教諭、大学院進学。

(活動実績)

実施年度	実施内容
平成27年度	障害者差別解消法の周知及び理解促進(体験を通じた福祉教育の実践報告)
平成28年度	障がいにおける社会モデルの研究 (みんなで生きる、みんなと生きる)
— B	医療的ケアが必要な障がい児者の支援(レスパイダーズ活動報告)
平成29年度	障がい体験イベント実施による障がい理解啓発(ミックスフェスタ)
平成30年度	恋愛・結婚から考える共生社会の研究 (ラブトーク)
十成30千度	災害時、避難所における障がい者支援(みんなで考える災害避難所)
平成31年度	保護者等との意見交換による障害児教育の研究(Do It! Do It!)
(令和元年)	企業との意見交換による障がい者就労支援の研究(マイ・インターン*)
令和2年度	災害に関するパンフレットの作成(災害に備えて今できること〜地域とつなが
742千度	る~)
令和3年度	精神障害のある方の実際の姿を知ってもらうきっかけとなる新聞作り
サ和り千度	パラスポーツの地域への紹介(地域でつながろう~パラスポーツを通して~)
	障がいのあるきょうだい(家族)がいる方の意見交換による支援方法の検討(あ
◇和 4 左座	つまれ!きょうだいの広場)
│	障がいのある方が生活しやすい地域づくりの促進(ふわふわ風船バレリンピッ
	ク)

〇令和5年度は引き続き協議会員が教育学部特別支援教育専攻の授業に参加し、市内の 事業所等で学生を受け入れるなどし、当事者・学生の交流などを行っていく予定です。 宮崎市自立支援協議会と国立大学法人宮崎大学教育学部及び大学院教育学研究科との連携に関する協定書

宮崎市自立支援協議会(以下「甲」という。)と国立大学法人宮崎大学教育学部及び大学院教育学研究科(以下「乙」という。)は、次のとおり連携に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が連携の下、それぞれの資源や機能などの活用を図りながら、相互に協力し、障害者の自立及び学生の教育に寄与することを目的とする。

(連携内容)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、甲又は乙とが実施する事業及びその他必要な事項について連携・協力する。

(連絡調整及び協議)

第3条 甲と乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、必要に応じ協議を実施し、連携事業の企画立案、進行管理などを行うものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日前30日までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、有効期間を更に1年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、連携事業の実施に当たって知り得た秘密を甲と乙の承認を得ることなく他に漏らしてはならない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年/上月/0日

宫崎市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第89条の3第1項の規定に基づき、関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障がい者等へ の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域 の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、宮崎市自立支援協議会(以下「協議会」とい う。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 相談支援事業の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
 - (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
 - (4)地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (5) 障がい福祉計画の具体化に向けた協議等に関すること。
 - (6) その他必要と認める事項。

(会員)

- 第3条 協議会は、障がい者及び障がい児の福祉の増進に熱意を有し、協議会活動に積極的に参加できる者をもって構成する。
- 2 協議会に参加する者は、入会を希望する第7条に規定する専門部会の長と面談等を行い、協議会の趣旨と自身の参加意図に相違がないかを確認した後、様式第1号を事務局に提出し、協議会員として事務局が登録するものとする。
- 3 協議会を退会する者又は専門部会を変更する者は、様式第2号を提出するものとする。ただし、 所属する専門部会を辞せず、別の専門部会やプロジェクトに入会する場合は、様式第2号を事務局 に提出するものとする。
- 4 毎年3月1日から3月31日までを更新期間とし、協議会員は様式第2号を3月31日の更新期限までに事務局に提出するものとする。なお、提出がなされなかった場合は、退会したものとみなすことができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、次条に規定する幹事会の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

- 第5条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、各専門部会からの地域課題を集約し、情報の共有化を図るとともに、その他、自立支援協議会に係る調整全般を行う。
- 3 幹事会は、専門部会長及び宮崎市障がい福祉課により構成し、互選により幹事長を選出する。
- 4 幹事会は、幹事長が召集し、会長及び副会長の出席を求めるものとする。
- 5 幹事会は、その会議の運営上必要があると認めるときは、幹事会の構成員以外の者を出席させ、 説明又は意見を求めることができる。

(事務局連絡会)

- 第6条 協議会に事務局連絡会を置く。
- 2 事務局連絡会は、第2条に規定する事務、その他協議会全体の運営に必要な事務を所掌する。
- 3 事務局連絡会は、宮崎市障がい福祉課、宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター、その 他必要と認められる者で構成する。

(専門部会及びプロジェクト)

- 第7条 会長が必要と認めるときは、幹事会の承認を得て、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の組織、任務及び運営方法は、幹事会の承認を得て、会長が定める。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該専門部会に所属する部会員の自薦もしくは他薦により決定する。
- 4 専門部会は、幹事会の承認を得て、2以上の専門部会で組織されるプロジェクトを置くことができる。

(全体会)

- 第8条 全体会は、すべての協議会員で構成する。
- 2 全体会は、会長が召集し、年1回以上開催する。
- 3 全体会は、幹事会、専門部会及びプロジェクトに付した事項について報告する。
- 4 会長が特に必要があると認めるときは、協議会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第9条 協議会の庶務は、宮崎市障がい福祉課において処理する。
- 2 協議会の運営に要する経費は、宮崎市が負担する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、宮崎市が別に定める。

附則

- この要綱は、平成19年7月12日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年5月18日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月21日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年3月23日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月21日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月28日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

宮崎市自立支援協議会事務局 宮崎市障がい福祉課 宛 (FAX 0985-21-1776)

年 月 日

宮崎市自立支援協議会 参加申込書

_(所属団体名) (事	事業所名)			
_(連絡先) TEL: FA	X :			
mail:				
※ 必要事項を記入後、障がい福祉課 (FAX 0985-21-1776) に提出してください。 ※ 参加される専門部会・プロジェクト欄にご記名ください。 ※ 複数名の登録や、重複での登録も可能です。 ※ 本協議会に新規で入会される方以外で、既に別の専門部会等に所属されている方は、「様式第2号」を提出してください。				
<u>専門部会(専門的な横の繋がり強化を目的とした情報共有の場)</u>				
【就労支援部会】 (氏名)	(氏名)			
【医療的ケア支援部会】				
(氏名)	(氏名)			
【地域移行支援部会】				
(氏名)	(氏名)			
【子ども支援部会】				
(氏名)	(氏名)			
【暮らし支援部会】				
(氏名)	(氏名)			
【相談支援部会】				
(氏名)	(氏名)			
【障がい理解啓発部会】				
(氏名)	(氏名)			
プロジェクト(横断的なテーマを設定した2以上の専門部会のチーム)				
プロジェクト】				
(氏名)	(氏名)			

宮崎市自立支援協議会事務局 宮崎市障がい福祉課 宛 (FAX 0985-21-1776)

年 月 日

宮崎市自立支援協議会変更・追加・更新・退会 届出書

□変更 □追加 □更新 □退会 (該当するものに図をしてください)

(所属団体名) (事業所名)				
<u>(連絡先)TEL:</u>		FAX:		
	mail:			
** ** ** **	変更・追加・更新 複数の専門部会に 既に専門部会等に	要事項を記入後、障がい福祉課(FAX 0985-21-1776)に提出してください。 更・追加・更新・退会される専門部会に☑をしてください。 数の専門部会に登録も可能です。 こ専門部会等に所属されている方で、参加部会を追加の場合は、「追加」に☑をしてください。 新届は、毎年3月31日までに事務局にご提出ください。		
	所属している 専門部会	(該当するものに図をしてください) □就労支援部会 □医療的ケア支援部会 □子ども支援部会 □暮らし支援部会 □障がい理解啓発部会 □(
	変更・追加後に 所属する専門部会 <u>※変更・追加の方</u> <u>のみ</u>	(該当するものに図をしてください) □就労支援部会 □医療的ケア支援部会 □子ども支援部会 □暮らし支援部会 □障がい理解啓発部会 □(
	退会(変更)理由 ※退会・変更の方の み。差し支えなけ れば記入してく ださい。	◎退会される方につきましては、これまで協議会 誠にありがとうございました。今後とも協議会 何卒よろしくお願いいたします。		